

石田康高議員の本会議 代表質疑と当局答弁（2020年3月17日）

◎石田康高議員

- 1、新型コロナウイルス対策について
- 2、消費税の緊急減税と、アベノミクスの評価
- 3、ジェンダー平等について
- 4、人口減対策
 - ①非正規職員の雇用環境の改善について
 - ②公契約条例の制定について
- 5、医療対策について
 - ①子ども医療費支給制度の改善についてです。
 - ②国民健康保険料の引き下げについてです。
- 6、メイト黒崎の破産と、黒崎の再生について
- 7、下関北九州道路について



石田康高議員への答弁

※第二質問以降の党議員の分は、基本的に要約。

■北橋市長

- （新型コロナウイルス対策——市民の要望に応えられる検査体制か）
- （新型コロナウイルス対策——財政支援は執行残や予備費で賄えるか）
- （ジェンダー平等の実現目指すとirikumi）
- （子どもの医療費支給制度の高校卒業までの拡充）
- （黒崎メイトの破産と黒崎の再生）

■教育長

- （新型コロナウイルス対策——一斉休校をなぜ受け入れたのか）

■産業経済局長

- （新型コロナウイルス対策——産業低迷への対策は）
- （黒崎メイトの破産）

■教育長

- （新型コロナウイルス対策——一斉休校をなぜ受け入れたのか）

■産業経済局長

- （新型コロナウイルス対策——産業低迷への対策は）
- （黒崎メイトの破産）

■財政局長

- （消費税緊急減税の提案について）

■企画調整局長

- （アベノミクスの評価について）

■総務局長

- （人口減に歯止めをかける雇用対策——市の非正規職員の雇用環境の改善）

■技術管理局長

- （人口減に歯止めをかける雇用対策——賃金等の実態把握と公契約条例の制定）

■保健福祉局長

（国民健康保険料の引き下げ）

■建築都市局長の答弁

（黒崎メイトの破産——黒崎再生について）

（下関北九州道路問題）

◎石田議員の再質問

（新型コロナウイルス対策——一斉休校をなぜ受け入れたのか）

■教育長の答弁

◎石田康高議員の質問

■教育長の答弁

◎石田康高議員の質問

（新型コロナウイルス対策——産業低迷への対策は）

■産業経済局長の答弁

◎石田康高議員の質問

（下関北九州道路問題）

■建築都市局長の答弁

◎石田康高議員の質問

■港湾空港局長の答弁

◎石田康高議員の質問

■建築都市局長の答弁

◎石田康高議員の質問

石田康高議員の本会議 代表質疑と当局答弁（2020年3月17日）

◎石田康高議員

私は、日本共産党市議団を代表して、市長に質問します。

最初に、本市の新型コロナウイルス対策について尋ねます。

新型コロナウイルス対策について、政府方針が二転三転しています。

特に、安倍首相が全国一律の休校要請をする際に、専門家会議の意見を聞いておらず、政治判断だけでは、ウィルスとの闘いに勝つことは出来ません。

又、学校を休校する一方で、保育所や学童保育の開所を求めており、狭い部屋で密着度が高いため感染のリスクも高いという矛盾もあります。

感染拡大防止のため、休校措置を行うことはあっても、現場の教職員、教育委員会、自治体等が、自ら判断し、負担をかける保護者等にも協力を求める手順で進めるべきであり、政府は基本方針を改めるべきです。

政府が10日に発表した第2弾の緊急対応策は、①感染防止対策と医療体制の整備。②一律休校に伴って生じる課題への対応。③事業活動の縮小や雇用への対応。④事態の変化に即応した緊急措置の4点ですが、これまで指摘されてきた抜本的な財政措置も含め、国民の不安に応えるものになっていません。

休校に伴う給与補償は、通常の有給休暇と同じ額を払った企業に日額上限 8,330 円を助成しますが、フリーランスは定額 4,100 円、極めて理不尽なものとなっています。

又、政府が要請したイベント自粛で仕事が失われ、収入が断たれた業者、劇団員、音楽家などへの対応は全くありません。

今、必要なことは、学校、保育所、学童保育、企業倒産、中小企業対策など、国の責任で財源も含めた対策をセットで示すことですが、第2弾の財政措置は 4,308 億円で、極めて不十分です。

我党市議団は2月28日、①抜本的財政措置。②情報提供と相談体制の強化、感染防止策の強化。③備蓄マスク等の提供。④感染外来・病床の拡充と財源確保。⑤子供達の居場所作りと保護者の休業補償。⑥中小業者の休業支援の緊急申し入れ、3月10日には、特別支援学校の開校を市長に行いました。

本市も対策会議を設置し、様々な対応を迫られてきましたが、市民の疑問や、強化すべき問題点が明らかになってきました。

そこで、4点、質問します。

第1に、安倍首相が全国一律の小中学校、高校、特別支援学校の休校を呼びかけましたが、各地のウィルス感染状況は異なっており、一律の休校は自治体の判断に任せるべきですが、どんな議論を行い、全校休校を受け入れたのか。①

第2に、市民の相談は、3月15日現在 4,595 件、PCR検査は 176 件となっていますが、医師の判断で検査を申し出ても、保健所の判断で受けられない市民もおられ、不安な市民の要望に応えていません。

3月6日より保険適用となり、帰国者・接触者外来を設置している医療機関等の医師は、保健所を介さずに検査機関で検査が出来る様になりましたが、検査体制は調整・整備中であり、市民の要望に応えられるのか。②

第3に、産業活動の低迷による労働者の賃金減、商店やサービス業など民間企業の営業活動の損失など、国の対策は不十分であり、対策の改善を国に求めると共に、市としての独自対策

も検討すべき。③

第4に、本市が行っている学童保育、公共事業などに、様々な影響が生じていますが、負担増となる事業に対する国の財政的支援は、どうなるのか。

又、財政的支援を行うにあたり、今年度の執行残や予備費で賄えるのか、今年度及び新年度の補正予算の必要性はないのか。④ 以上4点について、答弁を求めます。

次に、消費税の緊急減税と、アベノミクスの評価について尋ねます。

1989年の消費税導入から31年が経過しました。

この間、消費税収は国・地方合わせて397兆円、逆に法人三税は298兆円、所得税・住民税は275兆円も減り、本市の法人市民税も、1989年度の230億円が、2018年度は132億円で減少しています。

消費税が、社会保障や財政再建のためでもなく、庶民から吸い上げ、大企業や富裕層を潤すものだったことが、より鮮明になりました。

配布資料をご覧ください。

1997年から2018年までの名目GDPの伸び率を示しています。

日本は2.8%、先進諸国で唯一、経済成長ができない国となり、3月9日の内閣府発表の昨年10月から12月のGDPでは、物価変動を除いた実質で前期比1.8%減、年率換算では7.1%減となり、大幅なマイナス成長となりました。

賃金が上がらないから消費が伸びない、それに消費税増税が追い打ちをかける構図が、鮮明になっています。

増税中止を求めた我党の提案に対し市長は、景気悪化に対する様々な対策が講じられるので、中止は求めないと答弁しましたが、実態は示した通りです。

我党は、格差を拡大し、景気悪化を招いた消費税を緊急に5%に減税し、社会保障と暮らしを応援する財源は、大企業、富裕層に応分の負担を求めることを提案していますが、市長はどう考えますか。見解を尋ねます。⑤

昨年8月の2020年度・国に対する提案書で市長は、「我が国の経済は、アベノミクスの推進により、長期にわたる回復を持続させ、名目GDPと実質GDPが共に過去最高規模に達するなど、大きく改善し、国・地方の税収は景気回復の継続等により、過去最高になりました」と、アベノミクスを賛美していますが、実態はどうでしょうか。

総務省が2月7日に発表した昨年12月の家計調査では、一世帯当たりの消費支出は32万1,380円、物価変動の影響を除いた実質で、前年同月比4.8%減少し、昨年10月以降、3ヶ月連続で前年同月比マイナスとなりました。

内閣府の景気動向指数は12月まで5ヶ月連続の悪化、11月の商業販売額は、前年同月比6.5%減と大幅に落ち込み、昨年のスーパーの売り上げは前年比で3年連続のマイナスとなりました。アベノミクスがもたらした実態は、全く違うものではありませんか。

見解を尋ねます。⑥

さて市長は、新年度予算案の提案説明で、令和2年度は、東アジア文化都市2020北九州などの文化芸術事業の開催や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関連してスポーツを通じた街の活性化に取り組むと共に、北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく地方創生の取組や、SDGs未来都市の達成に向けた取組を着実に推進し、誰もが住みたい、住み続けたいと実感できる街の実現に邁進しますと述べました。

そして、「～SDGs 未来都市への挑戦～住みたい街北九州実現予算」と銘打ち、一般会計 5,702 億 9,800 万円、特別会計 4,241 億 3,200 万円、企業会計 2,136 億 7,000 万円、総額 1 兆 2,081 億円を提案しました。

この予算案が、市民の期待に応えるものとなっているのか検証し、尋ねます。

最初に、SDGs 推進に欠かせないジェンダー平等について尋ねます。

SDGs は、2030 年までに達成すべき 17 の目標の内、5 番目に「ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と少女のエンパワメントを図る」ことを掲げると共に、全ての目標に「ジェンダーの視点」を据えること、「ジェンダー平等」はあらゆる問題を前向きに解決するうえで欠かせない課題と位置づけました。

私達は、「男は泣くものではない」「女はすぐ感情的になる」などの見方や意識を、生まれた時から色々な場面で刷り込まれながら生きています。それがジェンダー意識と呼ばれるもので、これが性差別の温床となり、生きづらさの原因となったりしています。

男女平等は、法律、制度上、改善されたように見えますが、多くの女性が非正規で働き、政治参加が遅れ、自由が阻害され、暴力にさらされ、力を発揮する事が出来ていない、その大本にあるのがジェンダー差別です。

ジェンダー平等とは、作られた性差別によって様々な差別や苦しみを負っていることを自覚して、あらゆる分野で真の「男女平等」を求めると共に、男性も女性も、多様な性を持つ人々も、差別なく平等に尊厳を持ち、自らの力を存分に発揮できるようになる社会をめざす」という考え方です。

世界経済フォーラムが公表したグローバル・ジェンダー・ギャップ指数で、2019 年、日本は 153 カ国中 121 位となり、これまでで最低、著しく遅れた国です。

その原因の一つは、財界・大企業の思惑、権力者のジェンダー差別にあります。

私達は、無意識に内面化している人権意識のゆがみと向き合い、世界の到達、様々な運動の到達に学び、勇気をふりしぼって声をあげている人々に学び、自己改革のための努力を行う事が求められます。

自治体としても、「公務で働く女性非正規公務員の処遇と賃金改善」「選択的夫婦別姓」「女性に対する暴力根絶・支援体制の充実」「ハラスメント防止対策」「LGBT、SOGI の人権保障」等、取り組むべきテーマがあります。

SDGs の先進都市として評価され、「SDGs 未来都市」に選定された本市の責任者として、ジェンダー平等にどう取り組むのか、答弁を求めます。⑦

次に、減り続ける人口に歯止めをかける雇用対策について尋ねます。

今年 2 月 1 日、本市の推計人口は 938,758 人となり、北橋市政発足の 2007 年 2 月から 51,398 人、5.2%も減少し、歯止めがかからない状況が続いています。これまで、雇用者数、製造品出荷額等、小売業販売額、勤労者の実収入、課税対象所得などが軒並み減少していることを指摘してきましたが、市長は、本市のみの傾向ではなく、全国共通の傾向だと答弁しましたが、そうでしょうか。

そこで、雇用環境の改善に絞って、2 点、尋ねます。

1 点目は、北九州市の非正規職員の雇用環境の改善についてです。

雇用環境が改善されない大きな要因の一つに、最低賃金があります。福岡県の最低賃金は時給 841 円、フルタイムで働いても月収 15 万円以下で、若者が都市部へ流出する要因の一つになっており、この改善が必要です。

市長も、最低賃金の改善は、同意見と答弁しましたが、市長自身の決意で直ちに改善できる、公の仕事に携わる職員の官製ワーキング・プアを無くすべきです。2020 年度、本市が募集している会計年度任用職員の報酬は、どうでしょうか。保育補助業務の3時間、4時間、5時間パート、学校図書館職員、学校給食調理員、実習助手の時給は、最も低い額はいずれも 935 円と、最低賃金をわずかに上回る報酬であり、これで人間らしい生活ができるでしょうか。

地方自治総合研究所は、非正規自治体職員の割合は政令市で2割を超え、賃金は正規公務員の4分の1～3分の1程度で、絶望的な格差状況と指摘しています。

SDGs の一番目の目標は「貧困をなくそう」、あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つとしています。SDGs 未来都市への挑戦を掲げる本市の目標からしても、改善すべきではないのか。答弁を求めます。⑧

2点目は、公契約条例の制定についてです。

2020 年3月1日、公共工事設計労務単価が8年連続上昇し、2012 年度比、福岡県は平均 59.9%上昇となりましたが、現場では数%しか上昇していない実態を示し、現場の実態調査を行うべきと提案してきました。当局は、賃金は労使の自主的な取引に委ねられており、調査はしないと答弁してきましたが、品質確保法の改正で、これまでの姿勢から一歩踏み込むことが可能となったとして、何ができるか、検討するとなりました。品質確保法の改正後、業界との協議や指導を通じて、実態把握がどのように進んでいるのか、又、条例制定への取り組みについても、答弁を求めます。⑨

次に、医療対策について、2点、尋ねます。

1点目は、子ども医療費支給制度の改善についてです。

福岡県は、小学6年生以下を対象としている子ども医療費助成を、2021 年度より中学校3年生まで拡大し、自己負担の上限額を通院は 1,600 円、入院は 500 円とし、市町村への補助率は一律2分の1にすると発表しました。

全国では、入院、通院とも高校卒業まで助成する自治体が3割を超え、中学校卒業までは約9割に達している事を指摘してきましたが、今回の福岡県の措置は遅きに失したとは言え、一歩前進であり、歓迎するものです。

本市は財源難を理由に、入院は中学校卒業まで、通院は小学校卒業までの、突出した後進自治体が続けていますが、2021 年度より、通院も中学卒業まで拡大することになります。私の試算では、中学3年生までの入院助成を県が2分の1負担すれば、本市の財政負担は約3,000万円減少し、通院助成は約2億4,500万円増加し、自己負担分を差引くと、約2億円の増加となります。しかし、助成対象を高校卒業まで拡大した自治体は3割を超えており、子育て支援日本一を標榜する本市の支給制度を、高校卒業まで拡大すべきです。その負担は、約5億5,000万円であり、決断すべきです。答弁を求めます。⑩

2点目は、国民健康保険料の引き下げについてです。

新年度予算案では、激変緩和措置の1年間前倒しにより、福岡県が提示した事業費納付金は、医療分、支援分、介護分合計で263億2,320万円、前年度比12億1,390万円増となっています。その結果、新年度の応益割保険料は、医療分は670円・1.5%増、支援分は1,550円・9.9%増、介護分は2,280円・15.6%増と提案しています。

新年度の保険料と負担率は、所得割を前年度の所得で試算すると、65 歳以上夫婦の年金世帯は、年収300万円で244,630円、8.2%、40 歳以上夫婦と子ども2人の給与世帯は、年収300万円で302,620円、10.1%の負担となります。

収入の1割前後を保険料として納付しなければならない、これは被用者保険料の1.7倍にもなり、高すぎると思いませんか。この負担を減らすには、国の財政負担を増やすこと、市の一般会計繰入額を増やすことしか、方法はありません。その一般会計の繰入増を阻害しているのが、政府の法定外繰り入れを妨害する措置であり、加入者の命と健康を守る責務を負っている市長は、厚労省に方針撤回を迫り、繰り入れを増やすべきです。

一般会計からの加入者一人当たり市独自の繰入額は、2007年度の18,726円から、2019年度は5,192円へ、13,534円・72.3%も激減しています。保険料負担の軽減に努力するとした市長の答弁を、今こそ、実施すべきです。答弁を求めます。⑪

次に、メイト黒崎の破産と、黒崎の再生について、尋ねます。

メイト黒崎が1月24日、東京地裁に破産を申請、昨年11月末現在の負債総額は約25億円と発表されています。保全管理人は、ビルを現状のまま運営する譲渡先を2月末で断念し、4月末で閉店することになりました。

又、市が行ったテナント約80社へのヒヤリングでは、約6割が黒崎商店街を含む移転希望があり、従業員は約1,260人を超えていることも確認しています。

提案された補正予算案に、メイト黒崎破産に伴う入居テナントの支援費用など、2,500万円が計上され、市の指定する小売・サービス業が集積する26地区への移転に伴う支援として、内外装工事費、建物付属設備工事費、器具・備品購入費、運搬料等の80%、限度額120万円の補助を行うとしています。

又、北九州テクノセンター1階に経営相談窓口を、若者ワークプラザなど市内4ヶ所に雇用相談窓口を設置しました。そこで、3点、尋ねます。

1点目は、メイト黒崎の株主でもある本市は、突然の破産申請について、何故、把握していなかったのか、負債が約25億円、土地・建物の資産価値が約40億円以上で、債務超過とは言えない状況なのに、何故、破産と言う選択をしたのか、株主として相談はあったのか、答弁を求めます。⑫

2点目は、クロサキメイトビルの今後について、16人の地権者との協議も含め、黒崎の一等地をコムシティの二の舞とならないように、一日も早い再生策が求められますが、商業、業務、ビジネス、マンションを中心とした再生に対する本市の考え方について、答弁を求めます。

⑬

3点目は、著しく落ち込んでいる商店街の再生に向けて、八幡西区役所を含むコムシティや、黒崎ひびしんホール・八幡西図書館に、年間500万人近い市民が訪れている中、南北の流れを作る施策、周辺住宅地と黒崎商店街をつなぐ公共交通機関の創設など、抜本的な対策が求められます。市長の見解を尋ねます。⑭

最後に、下関北九州道路について、2点、尋ねます。

新年度の下北道路関連予算として800万円が計上されました。

下北道路は国の直轄調査となり、その後の進展は不明ですが、毎年のパンフレットは相変わらず、関門地域の未来をつなぐ下北道路を作ろうと宣伝しています。そこで、このパンフレットの記載内容について、尋ねます。

1点目は、関門海峡を河川に見立て、下北道路の建設理由としている事です。関門海峡は、延長が19kmで、関門橋とトンネルの2本の道路しかないが、信濃川は23kmに21本、吉野川は22kmに18本の道路が整備され、周辺地域の交流・連携を支えていると紹介しています。

関門海峡は、1974年（S49）、開発保全航路に指定され、一日、約1千隻の船が行き交い、海上交通センターが置かれ、水先人の同乗が義務付けられている国際航路です。

この関門海峡と河川を同列視して、設置されている道路の数を比較し、関門海峡は少ないから、新たな道路を作る根拠にするのは無理があります。一般河川と国際航路である関門海峡を同列扱いにする比較はナンセンスではありませんか。答弁を求めます。⑮

2点目は、小倉東断層を跨ぐルートと構造形式についてです。

我党は、小倉東断層が想定される位置に何故、建設するのかと指摘してきましたが、当局は、被害が生じて早期復旧できる工夫をした道路、上部工と下部工をつなぐ支承を崩れやすくする、新しい工法も検討しているとし、新阿蘇大橋を例として上げました。

12月議会で私は、長さ525m、事業費60億円の新阿蘇大橋建設現場の調査に基づき、支承を崩れやすくする新しい工法が用いられているのは、布田川断層の真上となる一区間・65mのみであり、吊り橋の長さが2kmもの下北道路で対応できるのかと指摘しました。この指摘に対して建築都市局長は、第1に、2016年の熊本地震などを受けて、2017年に道路橋示方書が改定され、地震の影響を検討する際には、致命的な損害を生じにくい対策を講じなければならないと規定され、その具体的な事例として新阿蘇大橋の整備事業を示した。

第2に、この事業は地震の影響を最小化するために、支承部を先行して損傷させ、全体の崩壊を回避し、短期間で機能回復できる構造としている。

第3に、有識者からはルートに断層が存在する場合も必要な対策を行うこととして、構造の検討を進めることは支障ないという見解をいただいている。

第4に、今後、国の直轄調査で概略ルートや概略構造を検討することになっており、地震発生時の対策についても深く検討されると、答弁しました。

しかし、改定された道路橋示方書は、斜面崩壊や津波などの影響を受けない位置を選ぶことを原則としており、わざわざ小倉東断層を跨ぐルートを選定することは、間違っています。又、今後、地震発生時の対策について深く検討されると答弁したものを、パンフレットには、地震時の断層変位による影響を受けにくく、短時間で機能回復を図ることが可能な橋だと言い切るのは、無責任ではないのか。答弁を求め、最初の質問を終わります。⑯

石田康高議員への答弁

※第二質問以降の党議員の分は、基本的に要約。

■北橋市長

（新型コロナウイルス対策——市民の要望に応えられる検査体制か）

新型コロナウイルス対策であります。

相談体制についてであります。保健所に設置しております帰国者接触者相談センターでは市民から咳・発熱などの相談があった場合、発熱かつ呼吸器症状があり、入院を要する肺炎が疑われる、あるいは医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う、こうした症例定義に該当しない事例は、まずはかかりつけ医などの受診を案内しております。

そこで様々な検査の結果、医師が総合的に感染を疑う場合は、改めて医師から相談センターに相談をしていただいて、医師と相談センターが協議の上適切に帰国者接触者外来につないでおります。PCR検査は、北九州市保健環境研究所で行っており、3月14日現在、172件の検査を行っております。

研究所では、今後の検査の増加に備え、ウイルス専門の検査担当職員を増員し、検査の効率化によって1日当たり最大24検体から48検体へ、検査対応能力を増強いたしました。また

3月中に新たな検査機器の導入を進めておりまして、導入後は1日最大96検体の検査が可能です。さらに大規模な集団発生に伴い、検査件数が増大した場合に備え、福岡県や福岡市とも連携・協力体制を整えております。

3月1日、市内で発生した患者の関係者のPCR検査、197件につきましても、福岡県と福岡市の協力もあり、早期に実施することができました。3月6日からは、PCR検査が保険適用されたことで、帰国者接触者外来の医師がPCR検査の実施を必要と判断した場合は、保健所を介さずに民間の検査機関で実施が可能となりました。これを受け福岡県では本市を含む行政・医療関係者などで構成する調整会議におきまして、民間の検査機関でPCR検査を実施する仕組みを整備したところであります。今後とも市民の不安解消につながるよう、医療機関からの要望に適切に対応して参ります。

(新型コロナウイルス対策——財政支援は執行残や予備費で賄えるか)

次に、この対策で国の財政支援はどうか、財政的な裏付けはどうかというご質問がございました。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大が、市民生活に大きな影響を与えております。状況は日々刻々と変化している中、まずは感染拡大防止や収束に向けた対策に全力を挙げて取り組み、市民生活や地域経済への影響を最小限に食い止めることが重要であります。

そのために本市ではまず、市立学校の臨時休校に伴う放課後児童クラブの受け入れ時間延長と新たな保護者負担の全額補てんについて、予備費約9千万円を活用して実施いたしました。その他、帰国者・接触者相談センターの設置やPCR検査に必要な機器の増設、経営相談窓口の設置、中小企業誘致の保証料の全額補てんなど、必要となる対策について、既存の予算を活用することで十分に対応しており、令和元年度の補正予算活用は考えておりません。

またこれらに対応する財源としましては、3月10日に示された、国の緊急対応策におきまして、国庫負担金や特別交付税の措置が講じられることになっており、これらを最大限活用してまいります。

今後の本市の対応であります。引き続きPCR検査体制の充実など、感染拡大防止策と医療提供体制の整備に加え、中小規模事業者に対する強力な資金繰り対策や観光業への対応など、今回の感染拡大防止策にともなって生じた事業活動の縮小や雇用への対応などを、迅速にすすめていく必要があると考えます。状況に応じ、予備費などを機動的に活用してまいります。同時に、政府による自粛要請の終了時期を見極めつつ、また今後国が更なる経済対策を早々に示すことも想定し、補正予算の編成も視野に入れ、本市独自の経済対策も含め、政策検討を早急に進めてまいります。その際は、今後想定される国の財政支援はもとより、財源調整用基金などを活用してまいります。

今後とも感染の状況や市経済の動向を十分に注視し、必要な対策に躊躇することなくとりくみ、継続的な対策を推進するため必要となる財源確保に努めまして、感染症拡大防止、市民生活安定、経済支援等に迅速に取り組んでまいります。

(ジェンダー平等の実現目指すとりくみ)

ジェンダー平等のとりくみについて、ご質問がございました。

SDGsは2015年9月の国連サミットにおいて、すべての国連加盟193カ国・地域が全会一致で採択した国際目標であります。「ジェンダー平等を実現しよう」は、その17のゴール、

目標の一つであり、大変重要なものと認識しております。こうした認識のもと、本市では早くから男女共同参画社会の実現をめざし、専門の推進組織を設け、とりくみをすすめております。平成14年には、北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例を定め、平成16年から第一次の男女共同参画基本計画を策定し、現在第4次計画であります。様々な政策を進めております。

現在の計画は5つの柱からなっております。いくつか具体的に申し上げますと、柱の二つ目に「女性が活躍しやすい経済環境の実現」をかかげております。女性の就業機会の拡大や働きながら安心して子育てのできる環境整備の支援、女性が働くことに関する相談機能の充実を図っております。柱の四番目、男女共同参画意識が浸透した社会の実現では、これまでの社会通念習慣にとらわれることなく、誰もがその個性や能力を発揮できる社会・地域づくりのため市民団体と共同で地道な意識改革に取り組んでおります。さらに柱の五番目、女性に対する暴力の根絶など、安心して暮らせる社会の実現では、女性に対する暴力、ハラスメントなど人権侵害行為を防止するため、相談窓口の周知など広報啓発を行ってまいりました。加えて関係機関が緊密に連携して、相談対応や自立支援に取り組み、市民が安心して暮らせるよう、支援を行っております。

とりくみの成果であります。こうした取り組みを続けてきた結果、平成29年度に行った男女共同参画社会に対する市民の意識調査を見ると、固定的役割分担意識を問う「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という設問に対し、否定派が68.1%でありました。第1回の調査では、昭和58年、19.3%であります。全国の54.3%も上回っておりまして、劇的な変化であり一定の成果を得られてきたと考えております。今後も男女共同参画社会の実現に向けて引き続き市民、市民団体、企業などと連携・共同して取り組みを進めていきたいのであります。

またSDGsの推進におきましては、北九州市SDGs未来都市計画の2030年のあるべき姿の、社会分野のビジョンとして「一人一人が行動し、みんなが輝く社会をひらこう」を考えており、ジェンダー平等のとりくみを明記しております。女性はもとより高齢者も障害がある人も、市民が自身の特性に応じた役割を果たす、誰もが活躍出来る場を創出する都市を目指して、私も先頭に立ってとりくみをすすめてまいります。

(子どもの医療費支給制度の高校卒業までの拡充)

子どもの医療費支給制度を拡大すべきではないかというご質問でございます。安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりのため、子ども医療費支給制度が果たしている役割は大変重要であります。平成28年10月、県の助成制度の見直しも踏まえまして、小学校に就学する前まで、としていた通院医療費の助成対象を小学校6年生まで拡充し、所得制限の廃止や現物給付の実施など、見直しを行いまして、子育て支援の充実を図ってきたところ です。

通院医療費の助成をさらに拡充することについては、多額の財源が必要となります。県の助成対象は小学校6年生までとなっており、全額一般財源で賄う必要があるため、安定的な財源の確保が課題でありました。そのため国に対しては、助成制度の創設について、県に対しては助成対象を中学生まで拡充することなどを粘り強く要望してきたところであります。今回の県の制度拡充によりまして、中学生の医療費についても県から補助が得られるようになりました。一定の財源が確保できますから今後本市においても、令和3年4月の制度改正を目指して、中

学生の通院を助成対象とする子ども医療費支給制度の拡充を進めてまいりたいのであります。

なお、医療費の助成を高校卒業まで拡充するというにつきましましては、さらに対象分の経費が必要となるうえ、県の助成対象は今回の改正後も中学生までであります。全額一般財源で賄う必要があります。このため子ども医療費支給制度を高校卒業まで拡充することは難しいと考えております。

（黒崎メイトの破産と黒崎の再生）

次にメイト黒崎の破産問題に関連いたしまして、今後の再生に対する市の考え方についてご質問がございました。黒崎メイトビルは黒崎の街の顔として長い間市民に慣れ親しまれてきた施設であります。駅前の一等地という非常にポテンシャルの高い場所に位置しております。黒崎メイトのビルの今後につきましては、裁判所は株式会社メイト黒崎の破産決定を行えば、裁判所が選任する破産管財人の下で土地建物の不動産を含む財産が処分されていくこととなります。しかし黒崎メイトビルは、建物が2名の権利者の区分所有であること、土地は16名の権利者による共有財産であることから、その処分にあたっては、権利者間における合意の形成が必要となり、一定の期間を要するものと思われまます。

議員お尋ねの商業、業務、ビジネス、マンションを中心とした再生につきましては、まずは破産管財人の下で売却先となる事業者と権利者などとの間において、議論がなされるものと考えます。

一方黒崎地区では、近年、マンションの建設が進み、合わせてスーパーをはじめとした生活利便施設の立地やクリニックなどの医療機関の集積が進んでおります。

また昼間の歩行者通行量は減少しているものの、夜をメインに営業する飲食店などが新規出店するなど、商店街の空き店舗の割合がおおむね横ばいで推移しており、商業についても一定のニーズは保たれております。またJRや筑豊電鉄の鉄道他、西鉄バス、市営バスが結節した交通の要衝となっており国道3号、国道200号等、幹線道路網も整備されております。こうした高い利便性を背景に、地区の居住人口は増加しており、生活環境が整った便利な住みたい街として魅力を高めております。

いずれにしても黒崎メイトビルの処分につきまして本市としましては、その推移を注視することとなりますが、破産管財人や権利者からの要望に対してはしっかりと耳を傾け、黒崎の街の活性化につながるよう、できる限りの支援をしてまいりたいと、考えております。

■教育長

（新型コロナウイルス対策——一斉休校をなぜ受け入れたのか）

新型コロナウイルス対策につきまして、一斉休校はどんな議論を行い、全校休校を受け入れたのかとお尋ねをいただきました。

休業、一般的にはこれを休校と言っておりますけれども、本市の休校に関する考え方ですが、新型コロナウイルス感染症に関する学校の休校につきましては、教育委員会としてそれまでも様々に対応を検討してまいったところです。その過程の中で、2月25日付の文部科学省の通知にもとづいて、2月26日にその時点での市の方針を出したところです。

その方針内容ですが、児童生徒や教職員などが新型コロナウイルスの陽性とされ、発熱や咳などの症状が出ている場合には、臨時休校とする、その期間については原則14日間とし、保

健所と協議のうえで決定する、などとしておりました。

また2月26日に開催された第4回の北九州市新型コロナウイルス感染症対策会議におきましても、この方針を報告するとともに、各学校に確認を行っていたところでございます。

そうした中で、2月27日に開催されました国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、内閣総理大臣から全国一斉の臨時休業をする方針が示されました。この国の方針は、いまがまさに感染の流行を早期に収束させるために極めて重要な時期であることを踏まえて、何よりも子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から決定されたものということであり、この方針を踏まえまして、2月28日には文科省から3月2日から春季休業の開始までの間、

学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を依頼する通知が出されたところであります。教育委員会としてですが、3月は学年末のとても大切な時期ではありますが、子どもたちの健康や安全を第一にという点を考慮いたしまして、国の要請に鑑みまして、その要請に沿った形で新型コロナウイルス感染の拡大防止を図るために、一斉休業を決定したところであります。

この一斉休業を行うにあたりましては、校長会の代表者など関係方面のご意見を伺いながら、様々なことを検討いたしました。例えばですけれども、保護者や家庭への影響を最小限に抑えるために、特に自宅などで一人で過ごすことが難しい低学年や特別な支援が必要な子どもさんへの配慮の方法について、あるいは教育課程の進行について、また卒業式の実施について、高校受験を控えた制度への指導について、歩みや通知表の渡し方、家庭学習の指導、部活動への対応について、そして体力面や生活面からの児童生徒の健康管理について、また教職員の服務について、などなど様々なことを検討したところでございます。

現在、保護者のみなさまには大変な影響を与えることになりまして、ご負担をおかけしておりますけれども、感染リスクに備えるために、何とぞご理解を賜りたいと考えております。

■産業経済局長

(新型コロナウイルス対策——産業低迷への対策は)

新型コロナウイルス対策について、お答えします。

新型コロナウイルスによる市内企業への影響については、1月下旬から宿泊業や飲食業、小売業、サービス業などに訪問や電話によるヒアリングなどを適宜行っているところであります。宿泊業では今月以降は新規の予約が入らず、キャンセルが増えており、この状況では客室稼働率が2割～4割と大きく落ち込む見込み、飲食業、小売業では外出機会の減少に伴い、来客数、売り上げが3割から4割減少、中には6割減少している店舗があるなど大幅に悪化。サービス業では外出機会の減少に伴い、売り上げが4割近く減少など、すでに大きな影響が出ております。

こうした中、国は二度の緊急対応策を公表し、実質無利子、無担保融資などの資金繰り支援に総額1.6兆円、雇用調整助成金の特例措置の拡大など4300億円の財政措置を講ずることとしております。

こうしたことを受け、本市としても国に提出する雇用調整助成金の申請を支援するほか、資金繰り等の融資についても相談できるワンストップ相談窓口を2カ所設置。本市融資制度の保証料を0にするとともに、最低金利となる0.9%の適用など、迅速に対応しているところであります。

新型コロナウイルスの影響は日々深刻化しており、急ぎ市内の製造業、観光業、飲食・サー

ビス業などに対して必要な経済対策に関するヒアリングを行い、国に要望してまいりたいと考えております。

国は4月には景気減速に対応する緊急経済対策を取りまとめる検討に入ったとの報道がなされています。これらの国の対策は、自治体で行う施策も多いことから、国と連動して速やかにとりくむ考えであります。また延期となったイベントや宿泊者増につながる新規イベントの開催、商店街の振興策など消費喚起につながる本市独自の振興策の検討も進めてまいります。いずれにしても、景気浮揚のために全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

（黒崎メイトの破産）

次にメイト黒崎の破産問題に関連いたしまして、今後の再生に対する市の考え方についてご質問がございました。黒崎メイトビルは黒崎の街の顔として長い間市民に慣れ親しまれてきた施設であります。駅前の一等地という非常にポテンシャルの高い場所に位置しております。

黒崎メイトのビルの今後につきましては、裁判所は株式会社メイト黒崎の破産決定を行えば、裁判所が選任する破産管財人の下で土地建物の不動産を含む財産が処分されていくこととなります。しかし黒崎メイトビルは、建物が2名の権利者の区分所有であること、土地は16名の権利者による共有財産であることから、その処分にあたっては、権利者間における合意の形成が必要となり、一定の期間を要するものと思われまます。

議員お尋ねの商業、業務、ビジネス、マンションを中心とした再生につきましては、まずは破産管財人の下で売却先となる事業者と権利者などとの間において、議論がなされるものと考えます。

一方黒崎地区では、近年、マンションの建設が進み、合わせてスーパーをはじめとした生活利便施設の立地やクリニックなどの医療機関の集積が進んでおります。

また昼間の歩行者通行量は減少しているものの、夜をメインに営業する飲食店などが新規出店するなど、商店街の空き店舗の割合がおおむね横ばいで推移しており、商業についても一定のニーズは保たれております。またJRや筑豊電鉄の鉄道その他、西鉄バス、市営バスが結節した交通の要衝となっており国道3号、国道200号等、幹線道路網も整備されております。こうした高い利便性を背景に、地区の居住人口は増加しており、生活環境が整った便利な住みたい街として魅力を高めております。

いずれにしても黒崎メイトビルの処分につきまして本市としましては、その推移を注視することとなりますが、破産管財人や権利者からの要望に対してはしっかりと耳を傾け、黒崎の街の活性化につながるよう、できる限りの支援をしてまいりたいと、考えております。

■教育長

（新型コロナウイルス対策——一斉休校をなぜ受け入れたのか）

新型コロナウイルス対策につきまして、一斉休校はどんな議論を行い、全校休校を受け入れたのかとお尋ねをいただきました。

休業、一般的にはこれを休校と言っておりますけれども、本市の休校に関する考え方ですが、新型コロナウイルス感染症に関する学校の休校につきましては、教育委員会としてそれまでも

様々に対応を検討してまいったところです。その過程の中で、2月25日付の文部科学省の通知にもとづいて、2月26日にその時点での市の方針を出したところです。

その方針内容ですが、児童生徒や教職員などが新型コロナウイルスの陽性とされ、発熱や咳などの症状が出ている場合には、臨時休校とする、その期間については原則14日間とし、保健所と協議のうえで決定する、などとしておりました。

また2月26日に開催された第4回の北九州市新型コロナウイルス感染症対策会議におきましても、この方針を報告するとともに、各学校に確認を行っていたところでございます。

そうした中で、2月27日に開催されました国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、内閣総理大臣から全国一斉の臨時休業をする方針が示されました。この国の方針は、いまがまさに感染の流行を早期に収束させるために極めて重要な時期であることを踏まえて、何よりも子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から決定されたもの、ということでもあります。

この方針を踏まえまして、2月28日には文科省から3月2日から春季休業の開始までの間、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を依頼する通知が出されたところであります。

教育委員会としまして、3月は学年末のとても大切な時期ではありますが、子どもたちの健康や安全を第一にという点を考慮いたしまして、国の要請に鑑みまして、その要請に沿った形で新型コロナウイルス感染の拡大防止を図るために、一斉休業を決定したところです。

この一斉休業を行うにあたりましては、校長会の代表者など関係方面のご意見を伺いながら、様々なことを検討いたしました。例えばですけれども、保護者や家庭への影響を最小限に抑えるために、特に自宅などで一人で過ごすことが難しい低学年や特別な支援が必要な子どもさんへの配慮の方法について、あるいは教育課程の進行について、また卒業式の実施について、高校受験を控えた制度への指導について、歩みや通知表の渡し方、家庭学習の指導、部活動への対応について、そして体力面や生活面からの児童生徒の健康管理について、また教職員の服務について、などなど様々なことを検討したところでございます。

現在、保護者のみなさまには大変な影響を与えることになりまして、ご負担をおかけしておりますけれども、感染リスクに備えるために、何とぞご理解を賜りたいと考えております。

■産業経済局長

(新型コロナウイルス対策——産業低迷への対策は)

新型コロナウイルス対策について、お答えします。

新型コロナウイルスによる市内企業への影響については、1月下旬から宿泊業や飲食業、小売業、サービス業などに訪問や電話によるヒアリングなどを適宜行っているところであります。

宿泊業では今月以降は新規の予約が入らず、キャンセルが増えており、この状況では客室稼働率が2割～4割と大きく落ち込む見込み、飲食業、小売業では外出機会の減少に伴い、来客数、売り上げが3割から4割減少、中には6割減少している店舗があるなど大幅に悪化。サービス業では外出機会の減少に伴い、売り上げが4割近く減少など、すでに大きな影響が出ております。

こうした中、国は二度の緊急対応策を公表し、実質無利子、無担保融資などの資金繰り支援

に総額1.6兆円、雇用調整助成金の特例措置の拡大など4300億円の財政措置を講ずることとしております。

こうしたことを受け、本市としても国に提出する雇用調整助成金の申請を支援するほか、資金繰り等の融資についても相談できるワンストップ相談窓口を2カ所設置。本市融資制度の保証料を0にするとともに、最低金利となる0.9%の適用など、迅速に対応しているところであります。

新型コロナウイルスの影響は日々深刻化しており、急ぎ市内の製造業、観光業、飲食・サービス業などに対して必要な経済対策に関するヒアリングを行い、国に要望してまいりたいと考えております。

国は4月には景気減速に対応する緊急経済対策を取りまとめる検討に入ったとの報道がなされています。これらの国の対策は、自治体で行う施策も多いことから、国と連動して速やかにとりくむ考えであります。また延期となったイベントや宿泊者増につながる新規イベントの開催、商店街の振興策など消費喚起につながる本市独自の振興策の検討も進めてまいります。

いずれにしても、景気浮揚のために全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

（黒崎メイトの破産）

続きましてメイト黒崎の破産問題についてお答えします。

本市はメイト黒崎に総株式数の0.4%、1万株を出資しており、年1回の株主総会では、会社の経営状況の報告がなされています。

令和元年5月に開かれた株主総会では、黒字ではあるものの、当期純利益は前期比で約7%減の6800万円でありました。またメイト黒崎とは定期的な協議を行っており、テナント誘致に大変苦戦しているというお話はお聞きしておりました。本市からはできる限りの協力を行いたいと申入れ、井筒屋の再入店のあっせん、IT系を中心に本市へ進出を行う企業への物件情報の紹介などの協力を行ってきましたが、破産という結果になり、誠に残念な思いであります。

破産申し立てについては、資金繰り困難による支払い不能、及び解体費用を考慮すれば実質債務超過である、という理由をもって取締役会で決議し、東京地方裁判所が申し立てを認め、保全管理人を選任したところであります。なお、破産申し立てに関する手続きは、株主総会に諮る必要がないことから、すべての株主が事前に相談を受けることはありませんでした。

本市としては4月末の閉店に向け、入居テナントやその従業員のみな様に対し、経営と雇用に関する緊急相談窓口の設置、市職員による全入居テナントへの訪問ヒアリング、補正予算による商店街への移転補助の拡充、融資保証料の全額補てん、黒崎メイト内にテナント向け相談窓口の設置、3月11日でございます。などと言った支援も行っております。

今後ともテナントの移転等への支援、従業員の皆様への雇用対策に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

まずは他の地権者の合意形成の推移を見守るとともに、地元関係者からの要望に対しては、しっかりと耳を傾け、黒崎の街の活性化につながるよう、できる限りの支援をしていく考えでございます。

■財政局長

(消費税緊急減税の提案について)

令和元年10月に実施された消費税率の引き上げは、平成24年8月に成立した社会保障と税の一体改革関連法におきまして、社会保障の安定財源の確保と財政健全化を同時達成することを目的としたものと承知をしております。特に10%への引き上げに際しましては、お年寄りも若者も安心できる全世代型社会保障制度に転換していくため、税率の引き上げに伴う増収分を活用し、低所得介護保険料の負担軽減強化などを行うこととされ、本市としてもすでに取り組んできたところでございます。

我が国の経済についてであります。近年長期にわたり回復し、名目GDPが平成30年に過去最高となったところでありますが、しかしながら3月9日に内閣府が発表した昨年10月から12月期の実質GDPの2次速報値によると、個人消費が駆け込み需要の反動減に加え、台風や暖冬の影響によりマイナス、となっております。さらに昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、景気が下降傾向であることは認識をしております。

このような状況の中、国においては、本年1月に4兆円規模の補正予算を成立させ、本市もこれを積極的に活用し、道路河川などの防災対策や、市立学校のICT環境整備など関連予算68億円を含んだ令和元年度2月補正予算案について、現在審議をお願いしているところであります。

さらには国が新型コロナウイルスに関する追加の経済対策を早々にもまとめると、いった報道もありまして、地域のきびしい経済状況を十分に踏まえた施策の検討が行われることを期待し、その状況を注視しているところであります。

高齢化が進展し、福祉・子育て環境のさらなる充実を図っている本市におきましては、これら社会保障にかかる経費の財源を十分に確保する必要があります。消費税は、税収が景気や人口構成の変化に左右されにくいことから、重要な財源と認識しております。

いずれにしても、社会保障の財源につきましては、国において消費税を含め、税制全般にわたって十分に議論をして判断をされたものと考えております。本市としては、今後とも国の動向を注視してまいりたいと、いう風に考えております。

■企画調整局長

(アベノミクスの評価について)

ご指摘の令和2年度の国に対する提案書では、アベノミクスの推進により、名目・実質ともにGDPが過去最高水準に達したという事実を触れております。その他、就業者数は6年連続で増加し、有効求人倍率は高水準で推移しております。また倒産件数は低水準を維持するなど、雇用の現場や企業活動で改善が進んでおります。

また観光立国を、インバウンド政策の推進によりまして、訪日外国人旅行者数は、7年連続で過去最高を更新し、その消費額も過去最高に達しております。さらに1億総活躍社会の実現に向けた政策の推進によりまして、女性の就業者数の大幅増加に加え、保育の受け皿の充実により、待機児童数は減少するなど女性の活躍の場が広がっております。

アベノミクスの成果として一部改善がみられていない数値はありますが、様々な指標にその改善効果が表れているものと考えております。

■総務局長

(人口減に歯止めをかける雇用対策——市の非正規職員の雇用環境の改善)

人口減対策のうち、市の非正規職員の雇用環境について改善すべきというご質問に対しましてご答弁申し上げます。

会計年度任用職員の制度につきましては、臨時・非常勤職員が現状において、地方行政の重要な手となっていること。その適正な任用、勤務条件を確保することが求められていることから、地方公務員法及び地方自治法の改正を行いまして、令和2年度より導入されるものでございます。

本市におきましても、法改正の趣旨を踏まえ、必要な条例改正等を行ったところでありまして、現在の臨時・非常勤職員につきましては、令和2年度より、会計年度任用職員に移行することとしております。会計年度任用職員の処遇につきましては、民間の給与水準との均衡を踏まえました正規職員に適用される給料表の額を適用することとしております。また正規職員に準じて地域手当や期末手当等の手当が支給されるようになります。また報酬の決定にあたりましては、正規職員と同様に、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術、及び職務経験等を考慮いたしまして、決定することとしております。上限の旧号給に達するまでは、報酬が上がる制度となっております。

これらの報酬決定の考え方につきましては、各地方公共団体における勤務条件などの統一的な取り扱いを定めることを目的として、国が示した考え方に沿ったものでございまして、適正な報酬水準の確保に寄与するものであると考えてございます。

なお、具体的な報酬について申し上げますと、例えば保育補助業務で1日5時間勤務する会計年度職員は、上限の旧号給に達した場合、時間単価は1145円、年収で約217万円となります。これは、現行の嘱託員報酬より時間単価で55円、年収で約14万円程度増加することとなり、一定の処遇改善につながっていると考えております。

会計年度任用職員の報酬につきましては、今後、国の考え方を踏まえつつ、他都市や民間事業者等の報酬水準も考慮し、適切な水準となるよう、制度の設計に努めてまいります。

■技術管理局長

(人口減に歯止めをかける雇用対策——賃金等の実態把握と公契約条例の制定)

民間の賃金等の労働条件は、労働関係法令順守のもと、労使間で自主的に決定される事項でございまして。

しかしながら、本市としましても、民間労働者の適正な労働条件の確保は重要なことと認識してございます。そのため本市では、設計労務単価の速やかな引き上げ、適正な予定価格の設定、労働関係法令順守の要請などに取り組んでまいります。特に設計労務単価につきましては、国の改定に合わせまして、本年3月1日に前年度比3.2%増となる改定を行ったところでございます。

また通称品確法の改正を受けまして、元請け業者へ契約締結時に配布する文書に適正な額の請負代金等を定める下請け契約を締結すること、という項目を新たに追加し、従来より強く要請してございます。

さらに本年2月に市内の建設業団体に対しまして、品確法の改正を踏まえた適正な額の下請け契約を締結するよう、要請を行ったところでございます。

なお、賃金等の状況につきましては、国が法令に基づき賃金に関する調査を実施していることや、市は受注者等とその労働者との雇用関係に直接関与する立場にないことから、実態把握は行っておりません。本市としましては、公契約従事者の労働環境の確保につきまして、最低制限価格制度によるダンピング防止や労働関係法令順守の要請など、現行契約制度を着実に実施する中で引き続き取り組んでまいります。

公契約条例につきましては、今後とも社会情勢や国、及び政令市等他都市の動向を注視しながら、その効果や影響など、情報収集に努めてまいります。

■保健福祉局長

(国民健康保険料の引き下げ)

国民健康保険の県単位化にあたっては、福岡県により激変緩和措置により、これまで一人当たり保険料を据え置くことができました。

今回激変緩和措置が1年前倒しで見直されたことから、本市の令和2年度の納付金が今年度より約12億円増加し、被保険者の保険料を上げざるを得ない状況となっております。

しかし急激な保険料の値上げは、被保険者の生活に大きな影響を与えるため、医療分については今回、本市独自の激変緩和措置として、県の激変緩和措置経過後への対応としてすわえ(?)ていた繰越金を活用し、令和元年度一人当たり保険料額と同額に据え置くこととしました。その結果、納付金の増額分をそのまま保険料に転嫁した場合に比べて、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせた一人当たり保険料の伸びを半分以上に抑えることができました。

一般会計からの法定外繰り入れを増額することは、赤字とされる決算補填等目的のための繰り入れに該当し、県内保険料の均一化に向けて削減解消するとされた福岡県国民健康保険運営方針に反することとなります。また国のインセンティブ制度である保険者努力支援制度においては、赤字の繰り入れの解消等に対して、高く点数が配分されており、積極的に点数を獲得し、交付金を確保することが、保険料の抑制につながることであります。

被保険者の保険料負担を抑制するためには、国や県に対して更なる国庫負担の引き上げや医療保険制度の一本化などの改革を引き続き要望するとともに、納付金や保険給付費の増加を抑制するために、医療費適正化などに取り組んでまいりたいと考えております。

■建築都市局長の答弁

(黒崎メイトの破産——黒崎再生について)

私から黒崎メイトの破産再生問題のうち商店街の再生に向けた公共交通機関の創設、それから下関北九州道路につきまして、二つの質問頂きました下関北九州道路に対してお答えいたします。

まず、商店街の再生に向けた公共交通機関の創設についてです。黒崎商店街と周辺住宅地をつなぐ循環バスの導入につきまして、平成14年3月の黒崎再生十カ年計画におけます八の字循環バスをはじめとしまして、中心市街地活性化協議会の公共交通部会などで検討されて参りました。当時、黒崎周辺の住宅地のうち既存のバス路線から離れた南東部の山手の住宅地から

の集客を目的としまして、商店街が主体となった地域循環バスの事業性につきまして検討を行いました。商店街の負担や地域のニーズなどを考慮した中で、循環バスを運行することは困難であると結論が出されました。

黒崎地区はすでに黒崎駅に向けて多くのバス路線が運行されていることから新たな循環バスの運行ではなくて、既存の路線バスの利用促進を進めるより考えております。しかしながら南東部の山手の住宅地などバス停から遠い一部の地域では公共交通空白地となっている地区もございます。市内の公共交通空白地のおきましては、地域を主体にタクシー事業者と市が協力いたしましておでかけ交通運行している地区や最寄りのバス停や駅まで乗り合いタクシー運行している地区もございます。来年度は地域の生活交通の充実を図るためにおでかけ交通に関する制度を拡充するということにしております。その中で黒崎地区の公共交通空白地域につきましても地域のニーズを把握していきたいというに考えております。いずれにしても来年に着手する黒崎地区のまちづくり構想策定する中で地区の回遊性についても検討したいというふうに考えております。

(下関北九州道路問題)

次に下関北九州道路の関門海峡と信濃川などの一般河川との比較についてお答えいたします。

下関北九州道路は北九州市と下関の都心部とむすび既存の道路ネットワークの課題解消や関門トンネル、関門橋の老朽化への対応と代替機能の確保さらには循環型ネットワークの形成によりまして関門地域の一体的発展を支える重要な道路でございます。

そのためこの道路の実現に向けまして福岡県・山口県・下関市そして本市の2県2市をはじめ経済界・地元関係者とともに長い間政府に対して要望し今年度から国直轄調査が始まったところでございます。

ご指摘のパンフレットにつきましては、要望などを行う際に分かりやすくこの道路に必要な訴えるために地域における課題や効果等について利用者の声を交えながらパンフレットにまとめて本道路の必要性を アピールしてきたものです。この中で一般の方々にも代替性の確保や重要性、それから周辺地域との交流連携の観点からの必要性がイメージしやすいよう関門海峡を河川に例えて示したものでございます。本年度もこうした取り組みを継続して行なっておりまして、昨年の8月の整備促進大会と続く中央要望におきまして、要望書と共にパンフレットなどを用いて地域での下関北九州道路整備促進に向けた機運の醸成や国などに対する要望に活用してまいりました。

今後とも国と地域が協力しつつ、下関北九州道路の計画の具体化に向けた調査検討を進めてまいりたいと考えております。その調査検討結果が得られた情報は可能な限りパンフレットにわかりやすく掲載し、引き続き必要性重要性を訴えて参りたいと考えております。

続きまして短期間で機能回復を図ることは可能な橋だといいきるのは無責任ではないか、というご質問をいただきました。

下関北九州道路につきましては国の道路調査費補助を受けまして、下関北九州道路調査検討会におきまして調査検討をすすめ平成31年3月にその成果を取りまとめました。その中で概略ルートにつきましては、地域の意見も踏まえ下関市と本市が最短で結ばれ、さらに災害時に

おける代替道路の観点などから推奨ルート案を整理いたしました。

また構造形式につきましては橋梁案とトンネル案を比較検討し断層変異による影響を受けにくいことなどを総合的に判断して、橋梁案が比較的優位といたしました。検討にあたりました大規模台風・津波・地震が発生した場合でも通行できる道路というものを想定しているわけではなく、被害を受けたとしても、短期間で機能回復を図ることができる道路が必要というに考えております。耐震設計を行う上で津波や断層変位等の影響を受けない位置の選定を標準とする考え方は、平成29年の道路橋示方書の改定により新たに規定されてものですが、同時にやむを得ず、地震などの影響を受ける場合には、少なくとも致命的な被害が生じにくくなるような構造とするなど、必要な対策を講じなければならないことも盛り込まれました。

新阿蘇大橋につきましては、地震等の影響を受ける場合の基本的な考え方、短期間で機能回復できる道路の具体的な事例としてご紹介させていただきかものでございます。また、下関北九州道路の構造形式は、橋梁またはトンネルで決定したものではありませんけれども、有識者からはルート上に断層が存在する場合でも、必要な対策の検討を行うこととして、構造の検討のすすめることは支障ない旨の見解も頂いております。

現在、国や国が地質、気象、海象などの現地調査を考慮して概略ルートや構造形式の調査検討を進めております。地震発生時の対策についてもこの中で深く検討されるものと考えております。

◎石田議員の再質問

再質問をする前に一言要望しておきたいと思います。

今回の新型コロナウイルス感染対策最前線で頑張っておられる保健福祉局保健衛生課の職員の皆さん 何回もお会いして状況をお聞きしましたがけれども2月の時間外労働が160時間を超えているという方もおられました。コロナウイルスで頑張っておられる職員がこのままでいたら過労死すると、市民を守るために頑張っている職員が過労死するなど言うことは絶対にあってはなりません。3月に入って体制が強化されましたので、少し仕事量は減っているというふうに聞いておりますけれども、これから職員の皆さんのご努力に、文字通り感謝を申し上げたいと思います。

同時にそういう働かせ方をしないように、幹部の皆さんが心を砕いて職員配置をしていただきたい今日のところは必要な人を増やすということで対応していただきたいことを要望しておきたいと思います。

(新型コロナウイルス対策——一斉休校をなぜ受け入れたのか)

教育長から 休校問題についてご答弁をいただきました。教育委員会もですね、様々な苦渋の選択ということもお聞きをしておりますけれども、いくつか今回の休校問題について、子どもたちの健康が第一それを前提に様々な検討して今回の措置を行ったという答弁をいただきました。学校が休校することによって給食がなくなった子どもたちの健康問題があります。日中保護者が不在になる子どもたちの生活、そして安全問題があります。仕事を休まざるを得ない保護者の生活保障 人手不足となる病院そして保育所、ここをいかにするか様々な問題が一気に噴き出したということが、それをさまざま検討したという答弁でしたね。

そこで一点だけまず私が疑問に思っているのは、この子ども達にとっても教職員にとっても保護者にとっても重大な教育環境の一大変化をもたらす一斉休校について、教育委員会会議は行われていないというふうにお聞きしましたけれどもその理由をお聞かせください。

■教育長の答弁

教育委員会会議を行わなかった理由でございますけれども、今回の休校関係は学校保健安全法第20条に基づいて行われたものでございます。学校保健安全法20条、例えばですけれどもインフルエンザによる学校休校、ああいうのも全てこういった関係にございますけれども、こういう風な法的な手続きにあたりましては地方教育行政法あるいはそのそれに基づきました教育委員会の権限、そういったものを勘案いたしまして教育長の権限というところで今回判断させて頂いておくところでございます。以上でございます。

◎石田康高議員の質問

私は少し教育長と考え方が違うんですけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律がございますよね。教育委員会は、教育長及び四人の委員をもって組織し、教育委員会の所管する様々な政策について職務を遂行しなければならない、概略このことが規定されております。

昨年6月以降の会議では、給食費の改定問題、国旗の掲揚問題、生涯学習センターの移転問題、教職員の人事問題、学校規模の適正化、教科書図書の採択、様々な議論が教育委員会会議で行われております。当然この法律に基づいて召集をされ、論議をされているというふうに私は理解しております。

学校教育の現場で先ほど学校保健法ということを言われましたけれども、子どもたちの健康をいかに守るかそれは学校保健法の絡みが当然あると思いますけれども、これ一斉休校にすることによって様々な問題が先ほど教育長が言われましたように、給食問題から保護者の収入源の問題、生活保障の問題、さまざまな問題が一気に噴き出したわけですね。その問題は教育行政の重大ないわゆる変化をもたらすわけですから、当然教育行政の最高と言われる責任を持つべき教育委員会会議で当然議論をするということが必要ではないかと私は思うのです。

ただ今回の場合2月27日の安倍首相の突然の全国一斉休校ということから3月2日実際に学校が一斉休校に入るというまでの間、たった三日間しかないという本当にドタバタした状態ですから、教育委員会会議が招集できなかったのかなというふうに最初は思っていました。

ところが3月に入って11日に教育委員会会議が開かれました。ところがこれらの議論でも通学区域の変更とか図書館協議会の委員の委嘱とか教員採用候補者選考試験の実施要領などが議題になったけれど、コロナ問題は教育委員会会議のテーマにもなっていない、ということをお聞きしました。

教育行政のある意味では会議の最高のクラスに位置づけられる教育委員会会議がなぜこれを軽視されるのか、教育長の権限でやりましたと、先ほど言われましたけど、コロナ問題はずっと続いてわけですね。そして昨日から、部分登校も行われるということにもなっておりますけれども、様々な問題が子ども達にも保護者にも及んでいる、そういう時期に教育委員会会議が軽視されてるんじゃないかというふうに私は思うだけでしょうか。

■教育長の答弁

少し過去の話になるのですが、例えばあの平成 21 年に新型インフルエンザが入りました。その時に休校措置やっておりますけれども、その時も教育委員会会議というものはしておりません。で平成 29 年に制度を大きく変わりましたが、軽視をするというのではなく、あのベースが学校保健安全法に基づいた今回の決定でございます。法的手続きでございますけれども、地方教育行政法によりまして教育長に委任、臨時の規則というものがあります。その中で教育委員会から委任された事務を教育長専決として実施したと、いう風に私どもは理解しております。教育委員会を軽視したということでは決してございません。それとあの安倍総理の発言があつてバタバタしたという印象かもしれませんが、法的な整理と致しましては、あくまでも法律は学校保健安全法に基づく休講措置ということでございます。

◎石田康高議員の質問

時間がないので、後の詳細はまた分科会で我が党議員がやると思います。産業経済局長及び市長にお聞きしたいと思います。

（新型コロナウイルス対策——産業低迷への対策は）

市内業者の影響について、昨日からの代表質疑でこんな影響が出ているという答弁などありました。今日も産業経済局長からありました。私どもこの間様々な業界団体等に訪問して実態を掴んできましたけれども、本当にもすさまじい被害になっています。

ちょっと紹介します。学校に豆腐製造業者の方が給食で納入しています。学校が休校となって給食用として納入予定の商品が全てキャンセル、これ補償がないですね。それから一番ひどかったのがカラオケ店でした。3 月に入ってお客が減ったんじゃないんです。全くゼロです。カラオケ店の店主はこう言われました。これがいつまで続くかわからないけれども、とにかくあと 1・2 ヶ月この状態が続くと店を閉めざるを得ない。いまどんな支援が必要かというふうにお聞きをしたら融資ではありません、固定経費これを何とか支援してほしい。固定経費というのは家賃・カラオケ機械のリース料、カラオケ店は著作権料も払うんですね、そういう固定経費の支払いを何とか支援できないかとそうしないと潰される。

居酒屋は先ほど飲食店のことと言われましたように団体客のキャンセルが続いて売り上げは激減しております。ここでも固定経費の支援、そして税金の支払いの猶予こういうものを支援してくれないかということが言われました。

共通しているのは、まだたくさんあるんですけども、共通しているのは突然襲ってきた今回の感染症問題で、家賃・リース料・店員の給与などの固定経費、それから新たに融資を受けるんじゃなく、今融資を受けてその融資の返済の猶予して欲しい、あと半年伸ばすとかね、いう風なことが、圧倒的多数の声でした。是非この声に応えて、この点での政策を政府に要求する。同時に自治体としても可能なものは実施するということをやって頂きたいのだけれどもいかがでしょうか。

■産業経済局長の答弁

今お伺いしたいしました。それでいろんな事業者、製造業、観光業、飲食サービス業などですね、ヒアリングを行いまして、そのことですね国に経済対策として要望したいと思っていま

す。または個人事業主フリーランスについても融資の際、ご相談の際に、いろいろ聞きますので、そのこともお伝えしたいと思っています。

また、昨日の国会で安倍総理は、公共料金の支払いがむずかしい人が出ていることが懸念される。支援の中身は今週中に取りまとめたい。電気料金の支払いは速やかに検討していきたいなどと述べておられます。

また、報道によりますと経済対策について、打撃を受けている中小企業や生活困窮者などへの拡充を柱とするということもございます。これらの動きを注視して相談窓口の拡充など速やかに対応していきたいと思っています。

◎石田康高議員の質問

いずれにしても今回のこの騒動で、先ほど教育長も言われたインフルエンザの対応とか様々なことありましたけれども、とにかく市内の経済活動もそれから学校教育に関わる学童保育所、保育所などを大混乱になって、みんながそれぞれ必死で頑張っているという状況です。国会でも与党野党を問わずこの国難ともいえるようなものに対して、全力で立ち向かうというのが我が党の立場でもありますし、市議団の立場でもあります。いろいろ苦言は言いますが、より良い対策をしなければなりませんので言っているわけですので、真摯に受け止めて頑張りたいと思います。

(下関北九州道路問題)

次に、下北道路について一点だけ再度確認をしておきたいことがあります。パンフレットについて、河川と海峡を横並びにして比較するのはいかがなものかということで、私はただしました。局長からイメージしやすくするために紹介していると、川と海峡が私イメージしやすいかなと思うけど、全然疑問ですけども、そこで再度確認しておきたいと思うんです。

関門海峡 1 日何隻の船舶が航行されているのか。また船舶の安全走行のためにあの海峡にはどんな対策がとられているのか教えていただきたい。

■建築都市局長の答弁

詳しくありませんが、伺ったところ 1 日 1 万隻ぐらい、ごめんなさい 1000 隻の船舶が航行しているというふうに聞いております。それに対してそういった安全対策というのは、どの規模の船舶に対してかはまだ詳しく知りませんが水先案内とか、そういったものをつけているという話を伺ったことがあります。

◎石田康高議員の質問

急な質問だから十分に答えられるはいいですけども、ただ最初の質問で指摘しましたけれども、関門海峡というのは 1974 年昭和 49 年、開発保全航路に指定をされて、今言われた 1 日約 1000 隻の船が行き交う。海上交通センターが置かれて監視されているわけですね。安全確保のためにそして水先人の案内が義務付けられる国際航路、かつては国際重要航路という風に言われておりました。開発保全航路、港湾局長がおられるからご存じだろうと思うけど、開発保全航路とは一体何ですか。

■港湾空港局長の答弁

開発保全航路でございますが、港湾法で定義されているものでございます。船舶の交通を確保するため、開発及び保全に関する工事を必要とする航路ということでございます。

◎石田康高議員の質問

開発保全航路というのは、重要な航路であるため、国が開発及び保全をする必要があるという風に認めた航路ですよ。航路の機能を確保するために、維持浚渫、障害物の除去、パトロール等の維持管理を行っているわけです。

この開発保全航路というのは国内で指定されているのは関門海峡も含めて 15 航路しかないのですよ。それほど重要な航路です。そんな重要な航路と信濃川とか吉野川、重要でないと言わないですよ。川と海峡は全然違うわけですから、それを横並びにして、何キロで何本かかっているから、関門海峡は2本しかないからという風に比較するのは、無理があると私は言っているわけです。全然イメージしやすくないですよ。そのことを指摘しているわけです。そのことについて答弁ありますか？

■建築都市局長の答弁

川につきましても、そのものにつきましては維持管理保全しなければいけないその重要度からすれば、市民の水害から守るとか、目的からすれば同じようなことが言えると思います。公有水面という意味におきましては、川、海域も同じ状況で、水域によって兩岸が隔てられて、それによって地域間の交流が阻害されている一因になっている。という状況をイメージして頂いて、ということで記載させて頂いているということなんです。以上です。

◎石田康高議員の質問

全然説得力ないですね。もう一点だけ、詳しくはもう分科会やりますので。x

小倉東断層をまたぐ位置の問題と構造形式について最初に質問でたきました。これは国が示した令和元年度下北道路に関する調査検討業務特記仕様書というものです。これで今調査始めているわけですね。私が最初の質問で指摘したように、この中にも詳しく業務内容を書かれていますけども、今から調査するものですよ。

今から調査するものを、このパンフレットでは、こう書かれている。地震時の断層変異による影響を受けにくく、短時間で機能回復を図ることが可能です。いまから検討するものが、なんで可能なのか。パンフレットは書きすぎだというふうに私は思うんです。詳しくは委員会でやりますので答弁はいりませんけれど、この仕様書の中にも、これまでも度々いくつかの問題提起をしてきましたけれどもいろんな問題がこの問題あるんです。

皆さんが確信を持って言い切るその根拠は何もないんです。まだ今から検討するわけですから、そういうことをパンフレットに書くのは、やめてくれという風に言っているわけです。終わります。